

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第429号)

平成17年11月11日

横情審答申第429号

平成17年11月11日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成17年6月22日道道調第126号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「道路台帳（道路法第28条に基く）C-13橋（京塚歩道橋）」の開示請求却
下決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「道路台帳（道路法第28条に基く）C-13橋（京塚歩道橋）」の開示請求を却下とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「道路台帳（道路法第28条に基く）C-13橋（京塚歩道橋）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成17年3月30日付で行った開示請求却下決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の却下理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第17条第1項に該当するため却下としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第28条の規定により道路管理者（道路法第16条に規定する道路管理者である横浜市）は、道路台帳を閲覧に供することが義務づけられている。また、道路台帳図面の閲覧は、道路局道路部道路調査課（以下「道路調査課」という。）の窓口や各区の土木事務所に設置している道路台帳閲覧システムにより、道路台帳図面閲覧及び印刷（500分の1の縮尺）が可能である。道路台帳調書については、道路調査課の書架に調書ファイルの形式で保存し、要望に応じ、閲覧できるようになっている。資料のコピーについては、コピー機の利用も可能となっている。
- (2) 本件請求の対象であるC-13橋（京塚歩道橋）は、市道新羽荏田線に架かる立体横断施設（横断歩道橋等）であり、この京塚歩道橋について記載のある道路台帳が対象行政文書である。市道新羽荏田線の図面は、道路台帳平面図（素図）補正申請に基づき、平成2年4月14日に補正作業を終え、調製完了後、閲覧に供しており、道路台帳図面には、京塚歩道橋が記載されている。市道新羽荏田線の道路台帳調書は、路線の全延長について平成7年度後半に計測等を行った結果を、平成8年4月1日から閲覧に供している。

なお、立体横断施設（横断歩道橋等）については、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の2第3項に規定する道路台帳調書に記載する事項とされてい

いため、市道新羽荏田線の道路台帳調書には、京塚歩道橋については記載されていない。

以上のことから条例第17条第1項に該当するため、開示請求却下とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 「C-13橋」については路線番号がないので探しようがなく、故に申立人は本件請求をしたのである。（台帳は路線番号ごとに作るの路線番号がないものは探しようがない。）しかしながら、申立人は本件請求を一度は取下げている。担当者から電話があり、「いまパソコンを見ているが、C-13橋が載っている」として、取下げを要求されたからである。しかしながら、その直後、申立人は土木（都筑区、中区）本庁台帳閲覧室を少なくとも5回訪れているが、図面以外の台帳は入手できなかった。故に再度、本件請求を行ったのである。5、6回のトライのあと、ようやく台帳にたどり着いたもののそこには「C-13橋」の台帳はなかった。

故に「C-13橋」に対する「請求却下」そのもの及び「C-13橋の台帳が作られていないこと」の2つについて異議申立てをする。

- (3) 本来なら、「台帳はいつでも近くの事務所やHPで閲覧できるので開示請求の対象とはしない」ということ自体は正しいものの、横浜市に限ってはこの主張は通用しないのである。そもそも申立人は①路線番号がないこと②要請に従って、一度は「開示請求の取り下げ」を行ったこと③土木事務所等にも何度も行ったにもかかわらず道路台帳は見つけ得なかったことを担当者に告げている。担当者はこのことを知ったうえで「請求却下」の決定を下したのであり、これは不当な決定と言うべきである。
- (4) 尚、二度目の請求のあと、担当者から「調査課に来て「道路調書を見たい」と言えば見せたのに」と言われたが、市民は「道路調書」ということばなど知らない。土木事務所でも教えてもらっていない。ましてや「正規の道路台帳閲覧室」があるのにわざわざ隣の部屋に行って請求しなければならないなどと誰が考えつくのであろうか？

もし申立人が二度目の開示請求をしなかったとしたら、「道路調書」ということばなど知る由もなく永遠に道路台帳を見ることはできなかったという事実こそ大問題である。

- (5) 「C-13橋」の台帳はもともと作成されていないことを後に知らされた。この点も

無視できないもう一つの問題点である。「C-13橋」の場合は、図面（横浜市の場合「平面図」「認定路線図」「区域図」これとて県のものと比べれば不備だらけであるが）だけあって、「道路台帳（路線別台帳）」は作成されていない。これでは「何人にも閲覧に供している」どころか非開示と同等である。申立人は「この台帳が作成されていないこと」及び「台帳が作成されなかった理由」の両方に対し、異議があるのである。

- (6) 「C-13橋」と言えども立派な公道であり、横浜市が管理をしている。故に、本来ならば道路台帳を作成していなければならない。道路法第28条第1項は「道路管理者は、その管理する道路の台帳を調製し、これを保持しなければならない」としており、同法施行規則第4条第2項において「台帳の記載事項」及び「台帳の様式」まで定めているのである。従って、橋と言えども道路台帳は作成されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 道路台帳について

道路台帳は、道路法第28条第1項において「道路管理者は、その管理する道路の台帳を調製し、これを保管しなければならない。」と、同条第3項において「道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。」と規定されている。また、道路法施行規則第4条の2第1項において「道路台帳は、調書及び図面をもって組成するものとする。」と規定されている。

横浜市では、現在、道路台帳調書の作成については、路線の全区間について、平面図が調製された翌年度に図上計測等を行い、路線ごとに調製している。また、道路台帳図面については、道路現況を示す道路台帳平面図と道路区域を示す道路台帳区域線図とに分けて調製している。

(2) 「C-13 橋（京塚歩道橋）」について

C-13 とは、住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）が宅地造成工事の中で使用していた名称であって、京塚歩道橋を指す。京塚歩道橋は、港北ニュータウンに位置しており、公団が施行した港北ニュータウン事業において整備されたものである。

港北ニュータウン事業によって築造された当該歩道橋等の公共施設は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第105条及び第106条の規定により、横浜市が公団から管理引継ぎを受け、横浜市に帰属している。

(3) 本件申立文書について

申立人は、開示請求書には「道路台帳（法28条に基づく） 1 C-13橋（京塚歩道橋） 2 都計道路（3・4・36）新羽荏田線」と記載している。当審査会において、京塚歩道橋の記載された道路台帳を検索したところ、新羽荏田線の道路台帳が存在し、他に存在しないことが認められた。したがって、本件申立文書は、新羽荏田線の道路台帳であると判断し、検討を行うこととする。

(4) 条例第17条第1項の該当性について

ア 条例第17条第1項では、「実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合・・・には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。」と規定している。

イ 実施機関は、道路法第28条第3項の規定により、道路管理者は道路台帳を閲覧に供することが義務付けられていることから、本件申立文書は条例第17条第1項に該当するため、本件請求を却下したとしている。

ウ 道路法第28条第3項では、「道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。」と規定され、何人にも道路台帳を閲覧に供することとされているところ、本件請求は、道路台帳の閲覧を求めるものであることから、本件申立文書は条例第17条第1項に該当する。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件請求を却下とした決定は妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年 6 月 22 日	・ 実施機関から諮問書及び開示請求却下理由説明書を受理
平成17年 6 月 23 日	・ 部会で審議する旨決定
平成17年 7 月 15 日 （第6回第三部会） 平成17年 7 月 22 日 （第67回第二部会） 平成17年 7 月 28 日 （第65回第一部会）	・ 諮問の報告
平成17年 8 月 26 日 （第 69 回第二部会）	・ 審議
平成17年 9 月 30 日 （第 71 回第二部会）	・ 審議
平成17年10月14日 （第72回第二部会）	・ 審議